

# 妙見山鳥獣保護区 保護に関する指針

大 阪 府

## 1. 名称

妙見山鳥獣保護区

## 2. 区域

府道国崎野間口線の妙見橋（阪急バス清滝口停留所）を起点として、同点から峰伝いに南南西に進み府道茨木能勢線に至り、これを南下する。途中、荒谷橋に至り、更に680メートル同府道を南下したところで山道に入り、峰伝いに天台山頂に至る。これより谷に入り、西南西に谷を経て初谷に至り、林道初谷線との交点に至る。この点より谷を北西方面に約300メートル進み、更に北方に300メートル進んで兵庫県との境界に至る。同点から峰づたいに妙見山頂を経て大堂越まで進み、林道大堂越線を北に進み、山脚沿いに東進し、府道茨木能勢線に至り、同府道及び府道国崎野間口線を経て起点に至る線で囲まれた区域。

## 3. 面積

約394ha

## 4. 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日

## 5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## 6. 鳥獣保護区の指定目的

### (1) 地域の概況

兵庫県と境を接する大阪府の西北部に位置し、能勢町と豊能町にまたがる。府内の鳥獣保護区では最も北部に位置し、標高660mの妙見山を中央に配した山林で構成されており、妙見山から南西の兵庫県側に黒川、妙見山の東側から南方向に初谷川が溪谷を形成しており、鳥獣保護区の大半が山地地形となっている。

周辺環境は、北部野間川に沿って住宅地、水田雑草群落があり、山地内ではスギ・ヒノキ・サワラ・植林が面積の半分以上を占め、モチツツジアカマツ群集、アベマキーコナラ群集も比較的面積が広い。

また、大阪府立北摂自然公園、大阪府自然環境保全地域に指定されており、参拝やハイキング、休養の場として、広く府民に親しまれている。

### (2) 鳥獣の生息状況

山林が大部分を占めるため、サギ類、カモ類などの水鳥類は少なく、小鳥類が大部分を占める。調査結果では全出現種の約7割に当たる57種をスズメ目の鳥が占めている。また、全出現種の1割を超える8種類が、タカ目等の猛禽類で占

められていることから、猛禽類が餌とする小鳥類や小動物が豊富であることが伺い知れる。

妙見山保護区内で確認された鳥類50種を対象に、繁殖の可能性を調べた結果、繁殖を確認したもの、繁殖の可能性のあるものは28種であった。これら28種は全体の56%という高い割合である。

繁殖を確認したもの、繁殖の可能性のあるものの内、ツツドリ、アオゲラ、サンショウクイ、サンコウチョウ等は良好な自然環境の樹林を好む種であり、これらは妙見山鳥獣保護区の重要性を示している。

また国内希少野生動植物種としてオオタカ、ハヤブサの2種が確認され、また環境省レッドリスト掲載種としてサシバ、サンショウクイなど6種が確認されている。

さらに大阪府レッドリスト掲載種のコサメビタキ、サンショウクイの繁殖の可能性が確認されるなど、環境が良好に維持されているということが言える。

### (3) 保護管理に関する事項

鳥獣保護管理員や行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、鳥獣保護管理員やNPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。